

総 第 7 3 7 号

令和 4 年 1 0 月 1 3 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県行政改革審議会

会長 石 川 久

(公印省略)

公社等外郭団体関与指針及び関与方針について（答申）

令和 4 年 5 月 9 日付け総第 7 1 号及び令和 4 年 9 月 1 3 日付け総第 6 0 8 号により当審議会に諮問のあった「公社等外郭団体関与指針」及び「公社等外郭団体の関与方針」は、いずれも適当と認めます。

なお、公社等外郭団体の関与においては、下記の意見を参考としてください。

記

- 1 団体の存在意義を、当初の目的、現状や環境変化を踏まえ、将来見通しを持ちながら、常に問い直すこと。
- 2 団体の既存事業の効率性や必要性、団体間の役割分担、法人形態のメリットやデメリットを整理し、必要に応じて見直しを行うこと。
- 3 これまでの公社改革の成果を踏まえ、従来の改革路線からの転換が必要な団体を見極め、有意義な活用を検討すること。
- 4 委員会方式により個別の団体のあり方を検討する場合は、団体の維持や存続ありきでの議論とならないよう留意すること。
- 5 経営健全化方針を策定した 3 団体については、団体の情報を積極的に県民に発信すること。